



2024年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社KHC  
代 表 者 名 代表取締役社長 渡 辺 喜 夫  
(コード番号:1451 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 青 木 渉  
(TEL. 078-929-8315)

## 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2024年6月19日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2024年7月18日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 20,000株
(3) 発行 価 額	1株につき741円
(4) 発行 総 額	14,820,000円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く）1名 14,000株 当社の従業員 3名 6,000株

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2018年12月29日開催の臨時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を目的として、取締役の金銭報酬額の内枠で年額39百万円を上限として新たに株式報酬額を設定することにつき、ご承認をいただいております。また、2021年6月23日開催の第40回定時株主総会において、本制度に基づき、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数を年20,000株以内と定めることにつき、ご承認をいただいております。また、当社は、2022年6月22日開催の当社取締役会において、当社及び当社子会社の従業員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給することとしております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

当社の社外取締役を除く取締役1名及び当社の従業員3名（以下、対象取締役と併せて「割当対象

者」という。)は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が割当対象者に対して発行又は処分する普通株式1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各割当対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各割当対象者の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計14,820,000円(以下「本金銭報酬債権」という。)を支給し、当社の普通株式20,000株を発行することといたしました。本金銭報酬債権は、今後2年間の勤務継続に対する報酬の一部として支給するものですが、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を30年としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者4名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について発行を受けることとなります。本新株発行において、当社と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2024年7月18日から2054年7月17日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、割当対象者が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

割当対象者が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合(死亡による退任又は退職を含む)には、割当対象者の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、割当対象者の譲渡制限期間に係る在職期間(月単位)を24で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた株数(ただし、計算の結果、1単元未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等承認日において、割当対象者の保有に係る本株式の全部について、本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第44期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である741円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上